

石川県中間検査マニュアル

平成29年4月

令和3年4月（一部改訂）

石川県特定行政庁建築行政連絡会議

目 次

I	中間検査制度の概要	
1.	はじめに	2
2.	制度の概要	2
II	対象建築物、特定工程等	
1.	中間検査を行う区域	3
2.	中間検査を行う期間	3
3.	中間検査を行う建築物	3
4.	特定工程	5
5.	特定工程後の工程	6
6.	適用の除外	6
III	申請手続き	
1.	手続きフロー	7
2.	申請の前に	8
3.	申請書及び添付書類	9
4.	手数料	10
	(1) 中間検査等手数料	
	(2) 対象床面積の算定方法	
5.	その他	12
	◇ RC造又はSRC造で、複数の工区に渡る場合の中間検査について	
	(1) 中間検査対象床面積の算定方法	
	(2) 中間検査の時期	
IV	検査実施要領	
1.	中間検査の方法	14
2.	中間検査の合否について	14
V	様式等	15
	・中間検査手数料算定シート	
	・中間検査チェックシート	
VI	窓口及び問合せ先	16

I 中間検査制度の概要

1. はじめに

平成7年1月17日に起こった阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊等により多数の人命が奪われるなど、甚大な被害が発生しました。建築物の被害の要因として、工事監理が十分に行われていないこと等による施工の不備が報告されています。これを受け、平成10年に建築基準法が改正され、工事監理の徹底と良好な施工を目的とする「中間検査制度」が創設されました。

石川県では他県と比較して、従来から完了検査率が高く、住宅金融公庫融資住宅が多いなど、適格なチェック機能が働いていました。しかし、新潟県中越地震、能登半島地震や、東北地方太平洋沖地震の発生により東海・東南海・南海地震等その発生が予測されている地域以外であっても地震被害の危機にさらされていること、また、平成17年に発覚した耐震強度偽装問題では構造計算書の偽装だけでなく、施工不備についても取りざたされていることから、建築物の適格な施工への対策が必要となりました。

これらを受け、石川県内の各特定行政庁では平成18年4月1日より、中間検査制度を導入しています。この制度の導入により、更なる建築物の質を確保ができるものと考えています。

2. 制度の概要

建築基準法第7条の3に規定する中間検査制度は、施工途中の指定された工程終了時点における建築物の適法性及び工事監理が適格に行われているかをチェックするものです。なお、共同住宅においては、平成19年6月20日に特定工程及び特定工程後の工程が、建築基準法施行令第11条・第12条で示されました。

検査では工事完了時には隠れてしまう構造部材などを中心に、目視検査、計測検査、書類審査等を行います。

検査に合格すると中間検査合格証が交付されますが、指摘事項等がある場合は、是正等の対応が確認されるまで特定工程後の工程には着手できません。

また、検査では工事監理者からのヒアリングを行うことによって、工事監理が適正に行われていることもチェックします。

Ⅱ 対象建築物、特定工程等

1. 中間検査を行う区域

県内全域

中間検査はそれぞれの特定行政庁が指定しています。

2. 中間検査を行う期間

平成19年6月20日から

3. 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が、次のいずれかに該当する建築物とする。

- (1) 一戸建て住宅、共同住宅その他これらに類する住宅で、分譲を目的とするもの
- (2) 階数が3以上である共同住宅
- (3) 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する部分の床面積が100平方メートルを超える建築物で地階を除く階数が3以上のもの

(1) 構造、規模に関わらず、分譲を目的とする住宅は全て対象となります。自己用や賃貸等を目的とする住宅は対象外です。

(2) 分譲・非分譲にかかわらず、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事を行う場合、対象となります。

(3) 新築、改築については、下表に掲げる用途に供する部分の床面積が100㎡を超え、地階を除く階数が3以上の建築物が対象となります。

増築については、増築に係る部分のみが上記に該当すれば対象です。

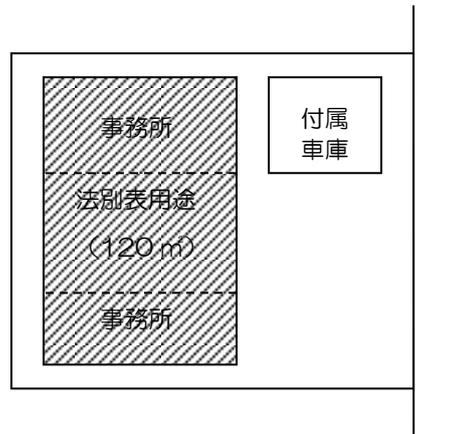
【参考】法別表第一(抜粋)

	(イ)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの

■対象建築物の例（新築の場合）

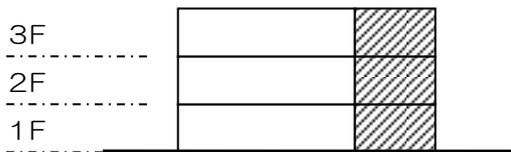


法別表の用途が3階になくても対象となる。



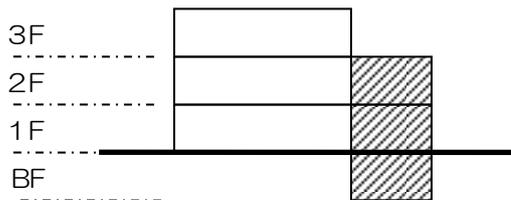
※ハッチ部分：対象建築物

■対象建築物の例（増築の場合）



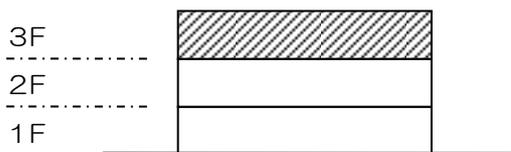
※ハッチ部分は増築部分

増築部分の階数が3（地階を除く）
のため対象



増築部分の階数が2（地階を除く）
のため対象外

（ただし、共同住宅の場合は、一
の建築物として階数が3以上で、
増築部分に特定工程があるので、
対象）



増築部分の階数が1（地階を除く）
のため対象外

4 特定工程

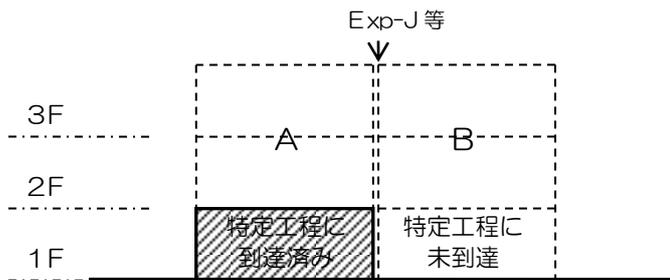
次に掲げる工程を特定工程とする。

- (1) 鉄骨造その他これらに類する構造にあっては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
- (2) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあっては、2階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該配筋工事を現場で行わないものは、2階のはり及び床版の取付け工事
- (3) 木造にあっては、屋根工事
- (4) (1) から (3) までに掲げる構造以外のものにおいて、2階の床工事

(1) から (4) に該当する工程完了後、検査を受けることになります。検査に合格しなければ次の5の工程に着手できません。

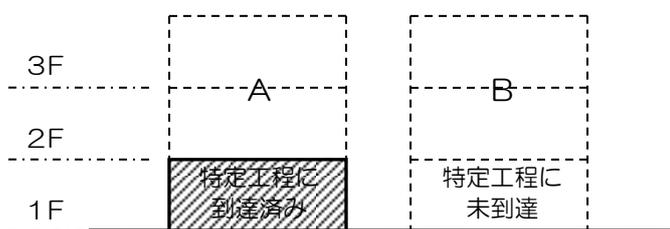
(2) は2階の床及びそれを支えるはりの配筋工事完了時に検査を行います。

■ 2以上の工程が存在する例（同一棟の場合）



Aについて中間検査（第1回）を実施し、Bについては特定工程に到達した段階で中間検査（第2回）を行います。

■ 2以上の工程が存在する例（複数棟の場合）



Aについて中間検査（第1回）を実施し、Bについては特定工程に到達した段階で中間検査（第2回）を行います。

※ 複数工区に分けて中間検査を行う場合は、申請（手数料）を工区毎に受け、工区毎に検査済証を交付します。

5 特定工程後の工程

次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準法（以下、法という。）その他の建築関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。

- (1) 鉄骨造その他これに類する構造にあっては、鉄骨を覆う耐火被覆工事又は外装工事若しくは内装工事その他これらに類する工事
- (2) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあっては、2階のはり及び床のコンクリート打込み工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付け工事
- (3) 木造にあっては、壁の外装工事又は内装工事
- (4) (1) から (3) までに掲げる構造以外のものにおいて、2階の柱又は壁の取付け工事

中間検査に合格しなければ、

- (1) 鉄骨を覆う工事又は外装工事若しくは内装工事が行えません。
- (2) 床とはりのコンクリート打込み工事が行えません。
- (3) 壁の外装工事、内装工事のいずれかが行えません。

6 適用の除外

次のいずれかに該当する建築物については、この規定は適用しない。

- (1) 法第18条の適用を受ける建築物（白山市、野々市市を除く）
- (2) 法第85条の適用を受ける建築物
- (3) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受ける建築物

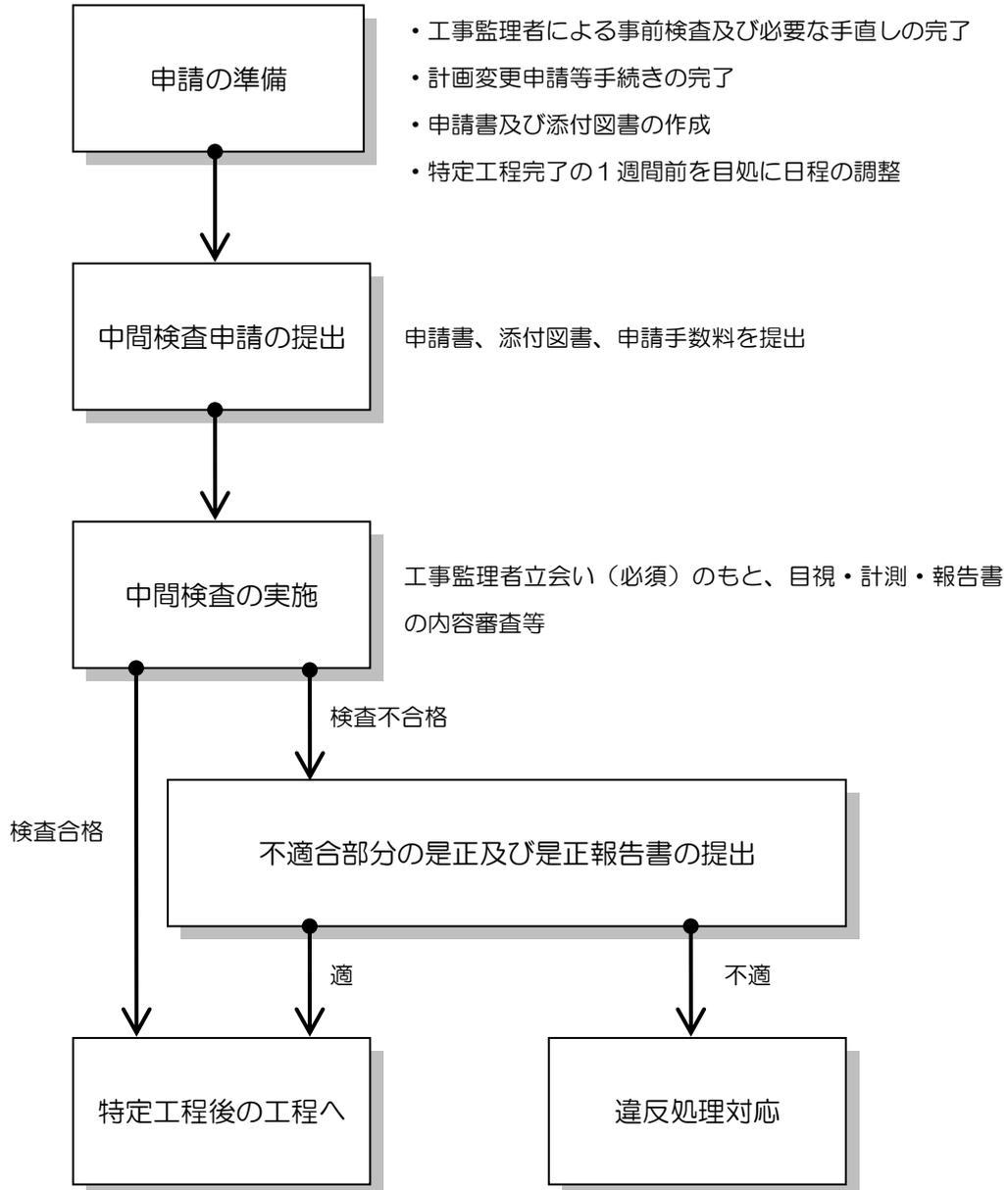
ただし、階数が3以上の共同住宅で、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事を行う場合は適用除外となりません。（法対象建築物）

※法第18条の適用を受ける建築物：国、県等の建築物

法第85条の適用を受ける建築物：仮設建築物

Ⅲ 申請手続き

1. 手続きフロー



2. 申請の前に

中間検査を申請する前に以下の項目についてご確認のうえ、必要な手続き等を行ってください。行われていない場合、中間検査を行うことができません。

(1) 工事監理者の選任が行われているか。

建築基準法第5条の4第2項の規定により、着工前に工事監理者を定めることとなっています。確認申請時に未定とされていた場合は工事監理者届を速やかに提出してください。工事監理者が変更となっている場合も同様です。

(2) 計画の変更が行われているか。

確認申請時と計画が変更されている場合、計画変更申請等の手続きが必要になります。現地検査は確認申請図書との照合を行いますので、変更等の手続きを速やかに行ってください。

(3) 事前に検査日程の調整が行われているか。

申請書提出は特定工程終了後4日以内となりますが、円滑な工程管理及び検査実施のために、特定工程終了前1週間を目処に検査日程の調整を行ってください。

(4) 工事監理者の監理がなされ、必要な手直しが行われているか。

検査に合格しなければ、特定工程後の工程に進めなくなり、工事の進捗に支障をきたします。必ず監理者自ら事前に検査を行い、建築基準関係規定に適合していることを確認してください。適合しない箇所がある場合は、検査までに必ず手直しを完了させてください。

(5) 提出書類に不足はないか。

申請時の提出書類は、次の「2. 申請書の様式及び添付書類」を参照のうえ、不足や不備のないようご準備ください。不足や不備がある場合は、申請書を受理できないことがあります。

3. 申請書及び添付書類

提出書類一覧

① 全構造共通

	提出書類	備考
1	中間検査申請書	建築基準法施行規則第 26 号様式
2	中間検査手数料算定シート	
3	中間検査チェックシート※1	共通

②-1 木造

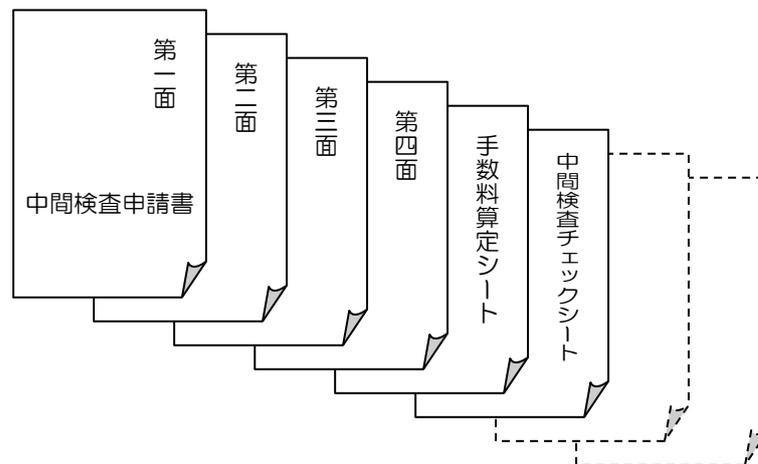
	提出書類	備考
4	中間検査チェックシート※1	木造用
5	壁量計算書※2	
6	継手・仕口配置図※2	告示 1460 号による
7	1/4 バランス計算書※2	告示 1352 号による

②-2 鉄筋コンクリート造

	提出書類	備考
4	中間検査チェックシート※1	鉄筋コンクリート造用

②-3 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

	提出書類	備考
4	中間検査チェックシート※1	鉄骨造用



※1 中間検査チェックシートは、工事監理者がその責任において適性に工事監理を行っていることを確認するために作成していただくものです。その作成にあたっては正確を期してください。

※2 計算等に疑義がある場合、現場に支障を及ぼすことがありますので、確認申請以降早めに提出してください。

4. 手数料

(1) 中間検査等手数料

中間検査の手数料は、各特定行政庁や指定確認検査機関により異なります。

<参考：県内特定行政庁が各手数料条例で定める金額>

① 中間検査手数料

中間検査手数料は中間検査を行う部分の床面積の合計に応じて次の表のとおりとなります。

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	9,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	11,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	15,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	20,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	33,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	45,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	100,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	160,000円
50,000㎡を超えるもの	330,000円

② 中間検査を受けた建築物の完了検査手数料

中間検査を受けた建築物の完了検査手数料は、次の表のとおり中間検査を受けない場合よりも減額した金額となります。

完了検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	9,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	11,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	15,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	21,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	35,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	47,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	110,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	180,000円
50,000㎡を超えるもの	370,000円

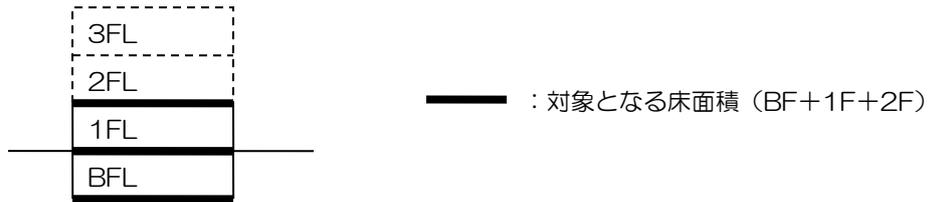
(2) 対象床面積の算定方法

対象床面積は、「中間検査を行う部分の床面積の合計」となります。

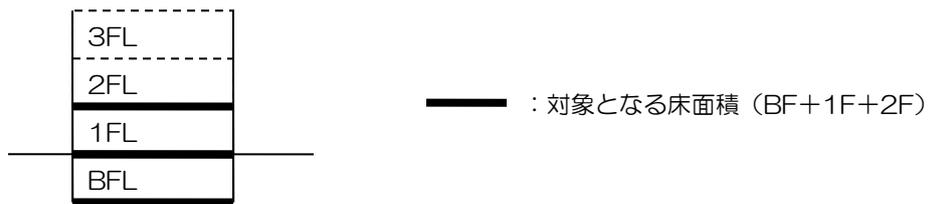
① 木造の場合



② 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合



③ 鉄骨造の場合



5. その他

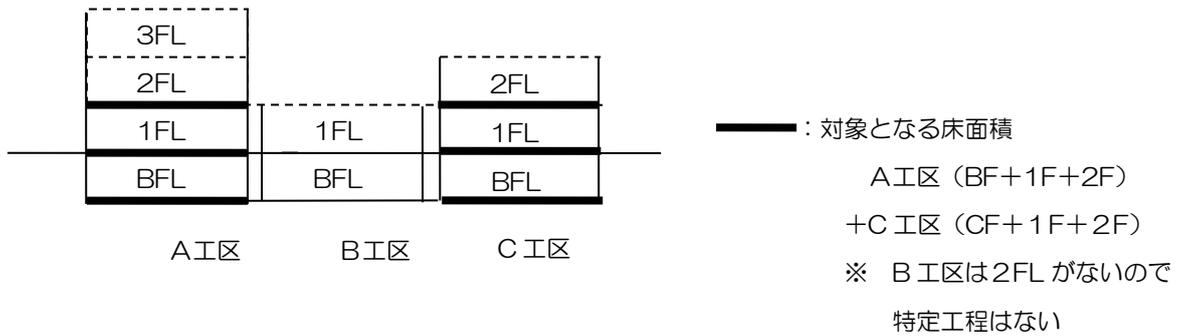
◇ RC造又はSRC造で、複数の工区に渡る場合の中間検査について

(1) 中間検査対象床面積の算定方法

① 各工区に検査対象となる床がある場合

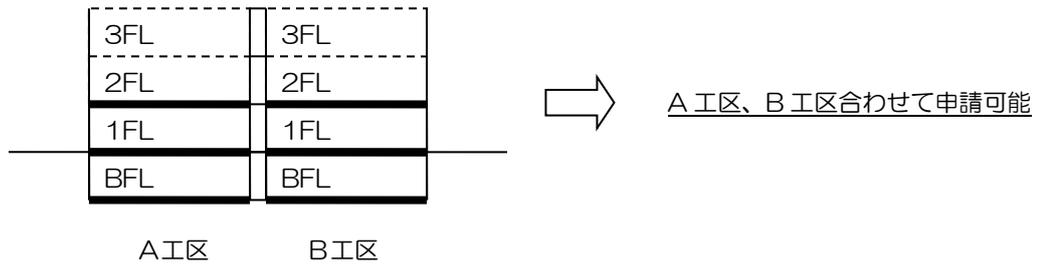


② 一以上の工区に特定工程がない場合



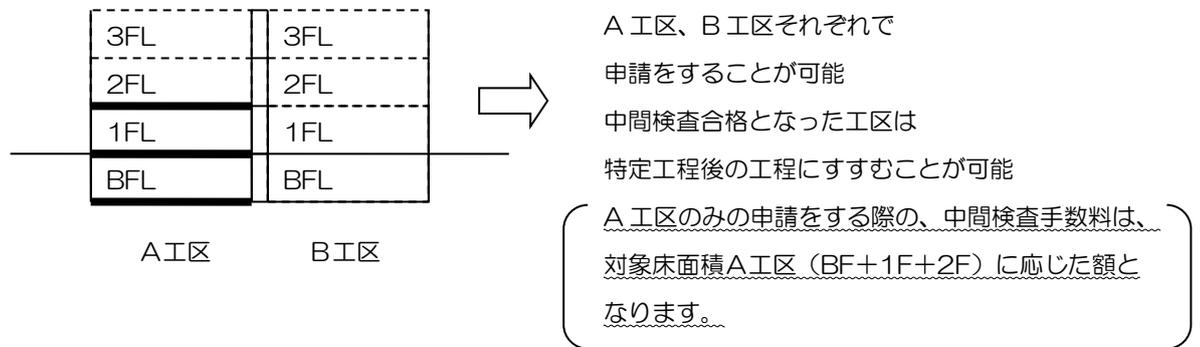
(2) 中間検査の時期

① 2工区の特定期程の到達時期が同時の場合



② 2以上の工程が存在し、特定期程の到達時期が異なる場合

(例：A工区は特定期程に到達済、B工区は1階の床まで終了)



IV 検査実施要領

1. 中間検査の方法

- (1) 中間検査は現場検査とします。
書類審査や写真のみによる検査は認められません。
- (2) 中間検査では、工事中の建築物が建築基準関係規定の全てに適合していることを検査します。
- (3) 中間検査は次の3つの方法で行います。
 - ① 目視検査：目視により設置の有無、材料の表示等を検査します。
 - ② 計測検査：簡易な計測機器等を用いて検査します。
 - ③ 報告書等：①、②の他、工事状況報告等を参照し、工事監理者等にヒアリングを行います。また、必要に応じて試験成績書や工事写真等の提示を求めることがあります。
- (4) 中間検査は、確認申請図書と施行現場との照合を基本とします。変更がある場合は、手続きを事前に行うことが必要になります。

2. 中間検査の合否について

- (1) 合格の場合
中間検査合格の旨を伝え、中間検査合格証を交付します。(中間検査合格証の送達に数日を要する場合がありますが、検査日の日付で交付されます。)
- (2) 指摘事項がある場合
「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」が交付されます。「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」に理由や指示が記載されています。計画変更確認申請が必要な場合は、速やかに提出する必要があります。

V 様式等

• 中間検査手数料算定シート	15-1
• 中間検査チェックシート 共通・杭・基礎	15-2,3
木造用	15-4
鉄筋コンクリート用	15-5,6
鉄骨造用	15-7,8

Ⅵ 窓口及び問い合わせ先 (令和3年4月1日時点)

■金沢市の区域	金沢市都市整備局建築指導課	TEL 076-220-2326
■七尾市の区域	七尾市建設部都市建築課	TEL 0767-53-8429
■小松市の区域	小松市都市創造部建築住宅課	TEL 0761-24-8105
■白山市の区域	白山市建設部建築住宅課	TEL 076-274-9561
■野々市市の区域	野々市市土木部建築住宅課	TEL 076-227-6136
■加賀市の区域	加賀市建設部建築課建築指導室	TEL 0761-72-7935
■その他の区域	石川県土木部建築住宅課建築行政グループ TEL 076-225-1778	
能美市及び能美郡	石川県南加賀土木総合事務所建築課 (ただし、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物で、 能美市の区域については、能美市土木部まち整備課 (TEL 0761-58-2251))	TEL 0761-21-3332
かほく市及び河北郡	石川県津幡土木事務所建築課	TEL 076-289-4161
羽咋市、羽咋郡及び 鹿島郡	石川県中能登土木総合事務所建築課	TEL 0767-52-7604
輪島市、珠洲市及び 鳳珠郡	石川県奥能登土木総合事務所建築課	TEL 0768-26-2353